

安倍改憲

自衛隊明記の危険

安倍首相が、憲法に「自衛隊を明文で書き込む」といふとき、その自衛隊は「現在の自衛隊」であり、安倍法制「戦争法」(2015年)によって集団的自衛権の行使や、戦闘地域での米軍支援を行うことが可能になった自衛隊です。

公明党の北側一雄副代表は、安倍首相の「憲法に自衛隊を書き込む」という提起に対し、「平和安全法制(安倍法制「戦争法」)を含めて、憲法の解釈を超えるような改憲であれば、反対

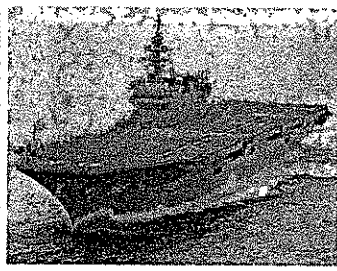
国民批判かわす

です」(6月16日、BS番組)と述べています。

北側氏は、憲法に自衛隊を明記することに反対しているのではなく、戦争法を「追認」＝合憲化することを明確にしているのです。これが自衛隊の憲法明記による安倍改憲の最低ラインです。

最低でも戦争法追認

戦争法に対する「憲法違反」という、いまだにやまない厳しい国民的批判の根拠をなすものです。憲法への自衛隊明記で、戦争法



米艦防護に参加した海上自衛隊「いすも」海上自衛隊公式ウェブサイトから

を越える無制限の武力行使の道を開く危険があることは、見てきた通りです。

安倍首相が、自衛隊明記をめざし、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくす「9条2項が残り従来の制約は受ける」といふとき、戦争法以前の、災害救助や「本土防衛」に取り組む自衛隊の存在を「合憲化」することと意図的にすり替えて、「同一視」している節があります。

地球規模で展開

同時に、戦争法は日米新ガイドライン(軍事協力の指針)の具体化、実行法であり、日米同盟強化の最新到達点です。自衛隊の憲

的自衛権行使を容認したもので、「閣議決定」と法律(戦争法)による憲法の破壊でした。自衛隊明記による戦争法の「合憲化」は、立憲主義破壊の暴挙を、三たび国民を愚弄(ごまかす)して「正当化」することを目指すもの。恐るべき憲法と主権者への挑戦です。

法明記は、戦争法に基づき自衛隊が米軍と地球規模で協力、共同で武力行使する体制を実質的に憲法に組み込むものです。

自衛隊はもとより日米安保体制と一体で、米國による日本の再軍備の要請で創設(1954年)された対米従属の軍隊としての性格を持ちます。しかし、憲法9条とこれを擁護する国民運動によって、自衛隊は海外での武力行使は行わず、艦防護など、戦争法はすでに発動されています。元陸上自衛隊北部方面総監の志方俊之氏は、米艦防護の実施について「平時やグレイゾーン事態における日米協力が実行段階に入った」として「歓迎」。日米共同司令部として「同盟調整メカニズム」が稼働し、自衛隊は実質的に米太平洋軍の指

憲法への実質的取り込み

揮下に入って動き始めています。自衛隊はもとより日米安保体制と一体で、米國による日本の再軍備の要請で創設(1954年)された対米従属の軍隊としての性格を持ちます。しかし、憲法9条とこれを擁護する国民運動によって、自衛隊は海外での武力行使は行わず、艦防護など、戦争法はすでに発動されています。元陸上自衛隊北部方面総監の志方俊之氏は、米艦防護の実施について「平時やグレイゾーン事態における日米協力が実行段階に入った」として「歓迎」。日米共同司令部として「同盟調整メカニズム」が稼働し、自衛隊は実質的に米太平洋軍の指